

法人の国家登記に関する 2015 年 1 月
29 日付モンゴル国法律（新版）〔仮訳〕
2015 年最終改正

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 国家登記機関及びその基本的職責
- 第 3 章 法人のデータ・ファイル
- 第 4 章 新規に設立した法人の国家登記への登記
- 第 5 章 組織再編して設立する方式により新たに設立された法人の国家登記への登記
- 第 6 章 法人の情報に導入した変更の国家登記への登記
- 第 7 章 法人の解散の国家登記への登記

第 1 章 総則

第 1 条 法律の目的

1 この法律の目的は、法人を新規に設立し、組織再編して設立し、若しくは解散したこと又はその情報に導入した変更を国家登記に登録し、個人、法人又は権限を有する機関若しくは公務員に照会回答を付与し、及び法人の国家登記を管掌することと関連して生ずる関係を調整することに存する。

第 2 条 法人の国家登記に関する法令

- 1 法人の国家登記に関する法令は、モンゴル国憲法、民法、国家登記一般法及びこの法律並びにこれらの法律に適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。
- 2 モンゴル国の国際条約にこの法律の定めと別段の定めのある場合には、国際条約の定めを遵守する。

第 3 条 法的術語の定義

- 1 この法律において使用する次の術語は、次に述べる意義により理解する。
 - (1) 「法人」とは、民法第 25 条第 1 項所定の形態を含む組織体をいう。
 - (2) 「法人の名称」とは、国家登記機関が認証し、法人を他の法人から区別する目的のために使用する名称をいう。
 - (3) 「法人の国家登記」（以下「国家登記」という。）とは、国家登記一般法第 4 条第 4 項に定めたものをいう。
 - (4) 「法人のデータ・ファイル」とは、国家登記情報バンクに書面の形式により存在する第 11 条所定の情報の構成体をいう。
 - (5) 「発起設立文書」とは、権限を有する者が発出した法人を設立する旨の決定、法人の定款及び法律所定の場合における発起設立契約をいう。

- (6) 「法人の情報」とは、法人のデータ・ファイルを含む発起設立文書その他の情報をいう。
- (7) 「国家登記機関」とは、法律所定の法人の国家登記に係る事項を所管する国家行政中央機関及びその地方における支局機関をいう。
- (8) 「国家登記情報バンク」とは、国家登記一般法第5条第4項所定の登記に係る書面による文書のすべてのアーカイブ及び電子情報バンクの構成体をいう。
- (9) 「登記電子形式」とは、電子ネットワークを通じて国家登記機関のウェブサイトに保存して国家登記を行わせることをいう。
- (10) 「国家登記証」とは、関係する法人を国家登記に登記した旨を証明し、国家登記情報バンクに配置し、国家登記機関が権利を有する法人に対し電子又は書面の形式により授与する文書をいう。

第4条 法律の適用範囲

- 1 法人の種類又は形式を問わず、民事上の権利能力が国家登記に登記させたことにより生じ、法律所定の手続に従い解散し、国家登記から抹消されたことにより終了することとなることと関連する関係は、この法律によりこれを調整する。
- 2 この法律の調整については、外国の登記を有する経済単位の代表事務所以外の法人としての資格のない組織は、関係を有しない。

第5条 法人の民事上の権利能力が生ずる根拠

- 1 法人の民事上の権利能力は、国家登記に登記させたことにより生ずる。
- 2 法人は、国家登記に登記させる前において民事上の法的関係に独立して参加することを禁止される。
- 3 前項の定めに従ったことにより他人に損害をもたらした場合には、故意又は過失のある者は、当該損害を除去する。

第6条 国家登記サービスを取得する形式

- 1 国家登記サービスは、この法律の定めに従い電子又は書面による形式によりこれを取得することができる。

第7条 法人の国家登記料

- 1 法人は、国家登記に登記させるのにおいて国家印紙税に関する法律第14条第15項所定の手数料を納付する。
- 2 前項所定の申請人は、国家印紙税の納付を電子形式により行うことができる。

第2章 国家登記機関及びその基本的職責

第8条 国家登記機関

- 1 国家登記機関は、次の法人、その支店又は代表事務所を登記する。
 - (1) パートナースhip
 - (2) 会社
 - (3) 協同組合
 - (4) 非国家組織
 - (5) 国家所有又は地方所有を伴う経済採算制製造事業体
 - (6) 国家機関、公務所又は国家予算を伴う製造事業体
 - (7) 宗教組織
 - (8) 印刷・出版情報組織
 - (9) 公共法的法人
 - (10) 外国投資を伴う経済単位
 - (11) 文化、教育、研究、科学又は健康に係る組織

(12) 外国法人の代表事務所

- 2 前項第(6)号については、政府間機関、国際機関又は政府の個別のファンド、コミッション、委員会若しくは国家会議は、関係を有しない。
- 3 国の最高裁判所は、政党をこの法律その他法律の定めに従い登記する。

第9条 国家登記機関の権限及び職責

- 1 国家登記機関は、次の基本的職責を執行する。
 - (1) 法人を新規に設立し、組織再編して設立し、若しくは解散したことを、又はその情報に導入した変更を国家登記に登記し、この法律の定めに従いウェブサイトにより公表する職責
 - (2) 法人ごとに関連する情報を国家登記情報バンクから印刷し、法人のデータ・ファイルに付加し、アーカイブに交付する職責
 - (3) 次条第5項所定の手続に従い法人のデータ・ファイルを管掌する職責
 - (4) 法人のデータ・ファイルからこの法律所定の手続に従い照会回答を付与する職責
 - (5) 法人の名称バンクを管掌し、それから照会回答を付与する職責
 - (6) 国家登記に係る事項について国家機関その他の機関と相互に情報を交換する職責
 - (7) 国家登記に関する法令若しくは権限を有する機関が発布したその他の決定を実施する業務を組織し、執行に対し監督を行い、又はそれらを改善したものとする事についての提案に関連する機関に提出する職責
 - (8) 個人又は法人の印章、マーク又は証明マークを製作させ、又は使用する活動に対し監督を行い、照会回答を付与する職責
 - (9) 外国法人の代表事務所に関連する手続に従い新規に登記し、国家登記に変更を導入し、又は国家登記から抹消する職責
- 2 前項第(8)号又は第(9)号所定の関係は、国家登記に係る事項を所管する政府の成員の承認する手続によりこれを調整する。
- 3 国家登記機関は、外国投資を伴う経済単位、外国投資家及び外国法人の代表事務所の数、それらの保有している持分及び規模並びに活動方針について統一登記を管掌し、これについての情報を半年又は通年ごとに発行し、投資に係る事項を所管する国家行政中央機関に通知する。
- 4 法人の国家登記を管掌する手続は、国家登記を所管する政府の成員がこれを承認する。
- 5 前項所定の手続に従い国家登記活動において用いる文書の様式、見本及び関連する指示は、国家登記に係る事項を所管する国家行政機関の長が承認する。
- 6 国家登記機関は、秘密に関する法令所定のもの以外の国家登記に係る情報を自己の公式ウェブサイトを通じて公表する。
- 7 前項所定のウェブサイトに配置した情報は、これを国家登記機関の公式情報であると認定する。

第3章 法人のデータ・ファイル

第10条 法人のデータ・ファイルを組成する原則及び形式

- 1 法人のデータ・ファイルを組成する原則及び形式は、統一的なものである。
- 2 法人のデータ・ファイルを国家登記電子情報バンクにおいて管掌するのにおいては、国の範囲のその他の情報システム又はネットワークと相互に関係を有するという原則を指針とし、しかるべき方法を使用する。

- 3 法人のデータ・ファイルは、電子又は書面の形式によりこれを組成し、国家登記情報バンクにおいて重複して管掌する。
- 4 法人のデータ・ファイルを書面の形式により組成するのにおいては、関連する文書をナンバリングし修正する可能性がない状態で保管する。
- 5 法人のデータ・ファイルの管掌手続は、国家登記に係る事項を所管する国家行政中央機関の長がこれを承認する。

第 11 条 法人のデータ・ファイルの内容

- 1 法人のデータ・ファイルは、次の情報を含む。
 - (1) 法人の名称、登記簿番号及びデータ・ファイル番号
 - (2) 法人の種類及び形式
 - (3) 法人の本部管理機構の所在地の公式住所。ただし、経常的活動のある本部管理機構がない場合には、当該法人を委任状なくして代表する権限を有する者の居住地の住所
 - (4) 法人を新規に設立し、又は組織再編して設立したことに関する情報
 - (5) 発起人についての情報
 - (6) 設立文書
 - (7) 組織再編して設立する方法により新規に設立され、又は活動が終了した法人それぞれの権利の承継に係る情報
 - (8) 法人の情報に導入した変更に関する情報及びそれを登記した年月日
 - (9) 会社について設立文書に定めた出資の規模
 - (10) 法人の執行指導管理者の族称、父称（母称）、名及び公民身分証の写し又は外国の国民であるならば投資家の身分証明
 - (11) 法人が支店又は代表事務所を有する場合には、その所在地の公式住所
- 2 法人のデータ・ファイル内の情報に変更を導入する場合には、文書の原本及び従前に導入された変更についての情報を従来どおり保存する
- 3 第 1 項所定の情報に変更を導入した場合には、当該法人は、15 業務日以内にその旨を国家登記機関に通知する。

第 12 条 法人のデータ・ファイルからの照会回答の付与

- 1 国家登記機関は、権限を有する機関又は公務員に公民身分証又は法人登記簿番号の情報を与えることができる。
- 2 法人のデータ・ファイルの照会回答は、これを次の形式により付与する。
 - (1) 書面又は電子形式
 - (2) 必要であると認定する場合には、関連する文書の写しによる形式
- 3 国家登記機関は、法人のデータ・ファイルから照会回答を取得することに関する申請を受理した後 3 日以内に関連する者に照会回答を付与する。
- 4 国家登記機関は、法人のデータ・ファイルから照会回答を付与するのにおいて、国家登記一般法第 19 条第 2 項の定めに従い政府所定のサービス料を求める。
- 5 権限を有する機関又は公務員の申請により付与する照会回答には、前項の規定は、これを適用しない。

第 4 章 新規に設立した法人の国家登記への登記

第 13 条 法人の国家登記への登記の期間

- 1 法律に別段の定めのある場合を除き、国家登記機関は、第 17 条第 1 項ないし第 3 項所定の文書の全部を受理した後に、外国投資を伴う経済単位を登記するか否かについては 10 業務日以内に、その他の法人を国家登記に登記するか否かについては

- 2 業務日以内に決定を發し、その旨を申請人に書面又は電子形式により通知する。
- 2 国家登記機関は、法人を国家登記に登記するのを拒絶した場合には、申請人に対し拒絶する根拠を付した通知を書面又は電子形式により送付する。
- 3 電子形式による申請人は、第 1 項の定めに従い国家登記に登記することに関する通知を受領した後に第 17 条第 1 項ないし第 3 項所定の原本が必要な文書を自己の公民身分証とともに関連する国家登記機関において 5 業務日以内に自ら持参することにより登記を公式に証明する。
- 4 申請人が第 17 条第 1 項ないし第 3 項所定の文書を電子形式により提出するのにおいて署名を電子署名に関する法律の定めに従い認証させた場合には、前項は、これを適用しない。
- 5 法人の組織再編により新規に設立する法人を国家登記に登記する期間は、第 1 項と同一とする。

第 14 条 法人の名称の付与及び認証

- 1 新規に、若しくは組織再編して設立する方法により新規に法人を設立し、又は法人の名称を変更する場合には、法人の名称を取得する申請は、国家登記機関に対しこれを提出する。
- 2 国家登記機関は、民法第 27 条の定めに従い次の一般的要求を満たした法人の名称を認証する。
 - (1) 法人の名称バンクに登録された名称と重複していないこと。
 - (2) 法律に定めた場合には、法人の種類を示すこと。
 - (3) キリル文字により表示すること。
 - (4) 他の法律により禁止していないこと。
- 3 申請人は、新規に、又は組織再編して設立された法人を登記させる申請を当該法人の名称を認証させた後 10 業務日以内に国家登記機関に提出する。
- 4 法人を登記させる申請を前項所定の期間に提出しなかった場合には、法人の名称の認証は、失効し、かつ、この場合には、法人の名称を取得する申請は、この法律の定めに従い新たに提出することができる。
- 5 法人の名称の付与及び認証の手続は、国家登記に係る事項を所管する政府の成員がこれを承認する。

第 15 条 新規に設立した法人を国家登記に登記させる申請の提出

- 1 申請人は、新規に設立した法人を登記させる申請を国家登記機関に提出する。
- 2 申請には、次の情報を表示する。
 - (1) 申請の提出年月日
 - (2) 法人の名称
 - (3) 第 8 条第 1 項所定の法人の形式
 - (4) 法人の住所
 - (5) 法人の発起人に関する情報
 - (6) 出資の規模
 - (7) 従事する活動の方針
 - (8) 法人の活動を展開する期間
 - (9) 申請人の情報
- 3 次条第 1 項所定の申請人は、承認された様式に従い申請を提出し、署名して証明するものとし、また申請を電子形式により提出した場合には、電子署名により証明することができる。

第 16 条 申請を提出する権限を有する者

1 国家登記に登記させる旨の申請は、申請を提出する権限を有する次の者のいずれかがこれを提出することができる。

- (1) 法人の執行指導管理者
- (2) 法人の発起人
- (3) 法人を委任状なくして代表する権限を有する役職員
- (4) 法人を解散させる場合には、解散委員会の長
- (5) 委任状により権限を授与されたその他の者

第 17 条 国家登記に登記させるのに必要な文書

1 申請人は、新規に設立する法人の国家登記への登記において、次の文書を具備する。

- (1) 法人の名称の認証書
- (2) 承認された様式に従い発行した申請書
- (3) 発起設立文書
- (4) 必要のある場合には、委任状
- (5) 国家印紙税の納付証憑

2 外国投資を伴う経済単位は、前項所定の文書のほか、次の文書を具備する。

- (1) 投資に関する法律第 21 条第 1 項の定めに従い外国国家の所有を伴う法人が発起人として参加している場合には、外国投資を認可する権限を有する機関の決定
- (2) 2 名以上の当事者が共同で設立している場合には、株式保有者間において締結した契約書
- (3) 外国投資を伴う経済単位の投資家が外国の個人である場合には、投資家の個人身分証又は関連する法令に従いモンゴル国の国境を経由して出入する権利を授与した許可証、また法人である場合には、外国の法人登記証の写し
- (4) 外国投資家が金銭的財産、現金、動産又は知的財産により出資を行っている場合には、外国から金銭的財産を移転した旨を証明した銀行の確認書、口座取引記録書、税関機関の申告書及び権限を有する機関の授与した証明文書

3 パートナーシップに関する法律第 29 条第 4 項の定めに従い法律家の専門的活動に従事する外国投資を伴う有限責任パートナーシップは、前二項所定の文書のほか、次の文書を具備する。

- (1) 外国投資を伴う有限責任パートナーシップのメンバーのそれぞれにつき法的事項を所管する国家行政中央機関の発行した登記証
- (2) 外国にある法人の名で活動を展開する場合には、当該組織の認可証及び申請人が当該組織のメンバーで、かつ、権限を授与した旨を証明した確認書
- (3) この項本文所定の法人が当該国において法令の範囲内で設立されて活動を展開していることに関する権限を有する機関の確認書又は法人登記証の写し

4 前三項所定の文書は、モンゴル語によるものであり、かつ、外国語により作成した文書を翻訳して添付する。

5 法律に別段の定めのある場合を除き、国家登記機関は、申請人に対し第 1 項ないし第 3 項所定以外の文書を要求しない。

6 国家登記機関は、申請を書面により受理した場合には、文書のリスト並びに受理した年、月、日、時及び分のある通知を申請人に対し電子形式により、又は書面により送付する。

第 18 条 新規に設立した法人の登記

1 第 13 条第 1 項所定の国家登記機関の決定は、国家登記情報バンクに当該法人を登記し、法人のデータ・ファイル番号を授与する根拠となる。

- 2 電子形式により申請を提出した場合には、国家登記機関は、第 13 条第 3 項の定めに従い原本により取得して充当した文書を電子形式により送付した文書と照合して精査した後に当該法人の発起設立文書の最初の頁上に法人のデータ・ファイル番号及び年月日のある認証マークを、その他の頁上に国家登記マークを押捺することにより法人を国家登記に登記したと認定する。
- 3 申請を書面により提出した場合には、国家登記機関は、原証憑を国家登記情報バンクに導入した後に当該法人の登記設立文書の最初の頁上に法人のデータ・ファイル番号及び年月日のある証明マークを、その他の頁上に国家登記マークを押捺することにより法人を国家登記に登記したと認定する。
- 4 国家登記機関は、法人を国家登記に登記した旨を証明した法人のデータ・ファイル番号及び登記簿番号のある電子国家登記証を申請人が印刷して取得することができるように国家登記電子情報バンクに配置する。
- 5 国家登記機関は、申請人の申請により国家登記証を有価証券上に印刷し、認証して授与することができる。
- 6 国家機関その他の機関は、活動において法人の電子国家登記証のみを用いる。
- 7 国家登記証の様式は、国家登記に係る事項を所管する政府の成員がこれを承認する。

第 19 条 登記の拒絶

- 1 国家登記機関は、次の場合には、法人を新規に設立し、組織再編して設立し、若しくは解散したこと又はその情報に導入した変更を国家登記に登記することを拒絶する。
 - (1) 国家登記に登記させるために送付した文書の具備が欠けている場合
 - (2) 発起設立文書がこの法律其他法令所定の要求を満たしていない場合
 - (3) 申請人が法令所定の文書を偽造したことが権限を有する機関の決定により確定された場合
- 2 前項の定めに従い国家登記への登記を拒絶した場合には、申請人は、違反を除去した後に登記申請を新たに提出することができる。
- 3 申請人は、法人を国家登記に登記することを拒絶した旨の決定について根拠がないと認める場合には、裁判所に対し訴えを提起することができる。

第 5 章 組織再編して設立する方式により新たに設立された法人の国家登記への登記

第 20 条 組織再編して設立する方式により新たに設立された法人の登記申請の提出

- 1 法人を組織再編して設立する方式により新たに設立された法人は、第 13 条第 3 項、第 15 条第 1 項及び第 16 条第 1 項の定めに従い国家登記に登記させる申請を提出する。
- 2 申請には、第 15 条第 2 項所定のもののほか、活動が終了した法人に関する情報を表示する。

第 21 条 国家登記への登記において必要な文書

- 1 組織再編して設立する方式により新たに設立された法人は、国家登記への登記において次の文書を具備する。
 - (1) 法人の名称の認証書
 - (2) 承認された様式に従い発行した申請書
 - (3) 発起設立文書
 - (4) 国家印紙税の納付証憑

- (5) 必要のある場合には、委任状
- (6) 第 11 条第 1 項第(7)号所定の権利の承継について変更を導入した発起設立文書
- (7) 投資に関する法律第 21 条第 1 項の定めに従い外国投資を認可した権限を有する機関の決定

2 国家登記機関は、申請人に対し前項所定以外の文書を要求しない。

第 22 条 組織再編して設立する方式により設立された法人の国家登記への登記

- 1 法人を新設合併する方式により組織再編して設立する場合には、合併した法人それぞれの活動を終了したと認定し、国家登記から抹消し、かつ、新規に設立された法人の情報を国家登記情報バンクに登録する。
- 2 吸収合併する方式により組織再編して設立する場合には、合併する法人それぞれの活動を終了したと認定し、国家登記から抹消し、かつ、合併する法人の情報に導入した変更を登記情報バンクに登録する。
- 3 新設分割する方式により組織再編して設立する場合には、分割される法人の活動を終了したと認定し、国家登記から抹消し、かつ、新規に設立された法人それぞれの情報を国家登記情報バンクに登録する。
- 4 吸収分割する方式により組織再編して設立する場合には、新規に設立された法人それぞれの情報を国家登記情報バンクに登録する。
- 5 法人の形式が変更される場合には、当該法人の活動を終了したと認定し、新規に設立された法人の情報を国家登記情報バンクに登録する。

第 6 章 法人の情報に導入した変更の国家登記への登記

第 23 条 法人の情報に導入した変更の登記において必要な文書

- 1 法人の情報に導入した変更の国家登記への登記においては、次の文書を具備する。
 - (1) 名称を変更する場合には、新規に授与した名称の認証書
 - (2) 承認された様式に従い発行した申請書
 - (3) 発起設立文書に変更を導入する旨の決定
 - (4) 発起設立文書に導入した変更
 - (5) 必要のある場合には、委任状
 - (6) 国家印紙税の納付証憑
- 2 法律に別段の定めのある場合を除き、国家登記機関は、申請人に対し前項所定以外の文書を要求しない。
- 3 法人の権利を移転する変更の国家登記への登記においては、次の文書を具備する。
 - (1) 承認された様式に従い発行した申請書
 - (2) 権利の移転に関する発起人の決定
 - (3) 定款に導入した追加又は変更
 - (4) 民法所定の関連する契約
 - (5) 国家印紙税の納付証憑
- 4 法人の情報に導入した変更を国家登記機関に登録させる申請は、第 13 条第 3 項、第 15 条第 1 項及び第 16 条第 1 項の定めに従いこれを提出する。

第 7 章 法人の解散の国家登記への登記

第 24 条 法人の解散に関する国家登記機関への通知

- 1 法人の解散に関する決定を発出した権限を有する者は、3 業務日以内に関連する国家登記機関に対し書面により通知し、解散に関する決定の原本を通知に添付する。
- 2 民法第 32 条第 3 項の定めに従い、解散委員会は、当該法人の解散について公表

した後2か月ないし6か月の後に当該法人の解散による終了について関連する国家登記機関に対し通知する。

- 3 第1項所定の文書に基づいて、国家登記機関は、当該法人の解散を国家登記情報バンクに登録する。
- 4 法人の解散に関する情報を国家登記に登録した後は、当該法人の情報には、変更を導入しない。

第25条 法人の解散の国家登記への登記において必要な文書

- 1 法人の解散の国家登記への登記において、民法第32条第2項所定の解散委員会
は、次の文書を具備する。
 - (1) 承認された様式に従い発行した申請書
 - (2) 解散に関する権限を有する機関の決定
 - (3) 終了報告
 - (4) 国家印紙税の納付証憑
 - (5) 税務監察官のアクト及び確認書
 - (6) 債務の有無についての裁判所の判決執行機関の照会回答
- 2 法人の解散を国家登記に登録させる申請は、第13条第3項、第15条第1項及び
第16条第1項の定めに従いこれを提出する。
- 3 法人の破産認定、多回にわたる、若しくは重大な法律違反又は法律所定のその他
の事由による解散に関する裁判所の判決は、前項第1項所定の期間に国家登記機関
に対しこれを送付する。

第26条 法人の解散の登記

- 1 国家登記機関は、解散された法人に関する情報を国家登記情報バンクに導入する
ことにより当該法人を国家登記から抹消したと認定する。
- 2 国家登記機関は、法人を国家登記から抹消した旨を民法第32条第11項の定め
に従いウェブサイトによりその都度公表する。

第8章 その他の規定

第27条 法令違反者に対し引き受けさせるべき責任

- 1 この法律の定め違反して国家登記に登録し、明らかに法律所定以外の国家登記
情報を開示し、又は法的根拠なくして国家登記への登記を拒絶した場合には、国家
登記機関の職員は、関連する法令所定の責任を引き受ける
- 2 国家登記官が法人の国家登記に関する法令に違反したことにより他人に損害をも
たらした場合には、当該損害は、関連する国家登記機関がこれを除去することにつ
き責任を負う。
- 3 法人のデータ・ファイルに導入する必要があるこの法律所定の文書を法律所定の
期間に送付せず、又は誤った、若しくは虚偽の情報を送付した等により他人に損害
をもたらした場合には、当該損害は、関連する法人又は申請人がこれを除去するこ
とにつき責任を負う。
- 4 法人が多回にわたり法人の国家登記に関する法令に違反した場合には、国家登記
機関は、当該法人を解散させることについて裁判所に対し請求を提出することがで
きる。
- 5 法人が自己の情報に導入した変更を第11条第3項所定の期間に国家登記に登録
させなかった場合には、裁判官又は権限を有する国家監察官は、違反の情状を考慮
して、法人に対し1か月の最低労働賃金額に1倍ないし3倍を乗じたものと等しい
範囲のトゥグルグの罰金を科する。

第 27 条 法律違反者に引受けさせるべき責任（2016 年 9 月 1 日施行）

- 1 この法律に違反した公務員の行為が犯罪行為の性質を有しない場合には、国家公務に関する法律所定の責任を引き受けさせる。
- 2 この法律に違反した個人又は法人に対しては、刑法又は行政的違法行為に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

第 28 条 法律の発効

- 1 この法律は、2015 年 3 月 1 日から施行する。

（モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所